

令和6年2月15日 議会運営委員会（未定稿）

午後2時22分開会

○小野委員長 議会運営委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。永田委員が入院・加療のため欠席です。

日程に入る前に、当委員会に送付され継続審査となっている陳情のうち、送付5-51千代田区議会議員の定数・報酬・政務活動費の削減を求める陳情につきましては、後日あらためて審査に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、日程に入ります。

1、第1回定例会について。（1）会期・日程（案）について。

令和5年度一般会計補正予算第5号と、3月1日施行部分を含む手数料条例の一部改正について中途議決を行う必要があることから、2月27日火曜日の予算特別委員会終了後に当議会運営委員会及び継続会が追加された会期日程案が議長から示されましたので、ご確認ください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（2）、発言通告について。

代表質問。次世代、おのぞら議員。自民党、大坂議員。自民、桜井議員。公明、米田議員。声、はまもり議員。維新、春山議員。

一般質問。自民党、小林議員、自民党、はやお議員。国民、田中議員。公明、えごし議員。声、小枝議員。自民、白川議員。共産党、牛尾議員。自民党、林議員。維新、のぞわ議員。次世代、富山議員。次世代、岩田議員。

以上、代表質問6名、一般質問11名です。ご確認をお願いいたします。

（3）、質問の振り分けについて。

2月21日水曜日。おのぞら議員から小枝議員まで11名。2月22日木曜日、白川議員から岩田議員まで6名となります。よろしくをお願いいたします。

2、官製談合事件に関する現在までの対応経緯について。

前回から進捗があった部分について、説明を受けます。

○安田区議会事務局次長 区議会事務局次長でございます。

区議会の該当部分といたしまして、昨日2月14日水曜日、第1回区議会定例会におきまして、議員提出議案といたしまして、千代田区議会の信頼回復に努めることを誓う決議及び契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会の設置について、この2議案を全会一致で可決をしたこと。そして、設置された特別委員会の調査事項は、特別職を含めた、職員や利害関係者との関わり合い方など、議員の倫理向上に関する事項、不祥事再発防止対策に関する事項とし、定数は12名であること。こちらをこの資料の表のほうに追記をしたものでございます。ご説明は以上です。

○小野委員長 はい。

○石綿総務課長 それでは、執行機関の動きということでご説明をさせていただきます。

ただいま事務局のほうからご説明いただきました資料と同じ部分でございます。右側の

部分でございます。令和6年2月14日水曜日、区のホームページの元千代田区議会議員と元職員が再逮捕されたことについてという内容を掲載しまして、公表させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

○小野委員長 はい。

何かございますでしょうか。

○林委員 連絡が来たのって、何時だったんですか。区役所に、警視庁のほうから。

○小野委員長 答えられますか。

○林委員 本会議をやっている時だったんで、非常に気になって。決議文も含めて。いや、区役所に連絡がありましたってリリースがかかっているんで。（発言する者あり）

○石綿総務課長 確かに今、委員ご指摘のとおり、私どもの公表内容といたしまして、警視庁から連絡がありましたとお伝えをさせていただいたところではございまして、この正確なお時間につきましては、大変恐縮でございますが現在手元に持ち合わせていないという状況でございますので、別途確認をさせていただき、あらためてご回答させていただければというふうに思っております。

○林委員 じゃあ後日、資料でお願いします。いいですかね。

○小野委員長 はい、後日、今の時間の件について、資料でということなんですけど、いかがでしょう。

林委員、あの、今の……

○林委員 だから、本会議中にやっている時なのか、前なのか、後なのかって結構大事で、決議文の内容も含めて、ずれたんだったら結構、僕ら、変な決議をしちゃったんですよ。前で情報提供をしてもらっていただければよかったんですけども。

そこだけなんですよ、確認したいのは。本会議の前か後かだけでも……

○小川区議会事務局長 区議会事務局に連絡があったのは、これは執行機関側からですけども、本会議のあとになります。

○林委員 いやいや、区議会事務局じゃなくて、区役所によって聞いているんですから、事務局に聞いていないんですよ。とんちんかんなことを言われると困るんで、執行機関に確認のうえ……

○小野委員長 はい、林委員、手を挙げてご発言をお願いいたします。

○林委員 先ほどから言っているように、執行機関に連絡があった時間を教えてくださいって言うてるんです。事務局ではございません。

○小野委員 はい。

それでは、今お手元がないということですので、次回、今こちらにお示しくださっている議会運営委員会の資料、執行機関・その他という欄に、その件については書いてあると思うんですけども、ここは特に、日程だけ書いてありますので、次回までにもし、時間がわかれば、ご連絡いただくことはできますか。

○古田政策経営部長 詳細な時間が記録として残っているかどうかはまだ不明ですので、ちょっとお約束はできませんが、わかる範囲でお知らせをさせていただくということでご容赦いただきたいと思います。

で、一番ご関心があるところが、本会議の最中だったのか、後なのか、前なのかというところとふうに今お聞きしましたので、そのぐらいはわかるかどうかも含めて、ちょっと

確認をさせていただければと存じます。

○小野委員長 はい。

まず決議文が、本会議が始まった1時半すぐ後だったかと思しますので、そのあたりとの兼ね合いというところが気にかかるころだと思しますので、確認をお願いいたします。

はい、ほかはよろしいでしょうか。

○小枝委員 この両側、対応経緯の両側を見ても、全く詳細なことなんかは聞いていないけれども、時系列みたいなものは一切書かないですね。これは何か、書きちゃいけないってことがあるんですか。

普通に、どの時間帯に何があったというのが、普通の行政資料には書くわけですよ。毎回、基本的なことを聞いて次回、次回っていうふうになっているというのは、時間のロスだし、行政は議会側に何も明らかにしないような姿勢にも見えてしまうのはよくないので、委員長がちゃんと、何というか、引き締めていただきたいんですね。できないことはできないでしかたがないんですけども、できることはちゃんと明確にしていきたいと思います、すっきりしていきたいと思います、何も今さら隠し立てはいたしませんというところはすっきりとさせてもらって、前に進めていただきたいと。そこは委員長の役割だと思しますので、お願いします。

○小野委員長 はい。私、委員長あてにご意見をいただきました。

この点については、冒頭にも、これまでに何度も確認をしている点だと思います。

例えば、逮捕の時間はいつだったかというご質問も、当初いただいていたしまして、はっきりわかる部分とわからない部分というのがるので、その時間を記載するというのがちょっと難しいというところがありました。

今回のように、決議の文章を読んでいる時間帯と再逮捕の時間というところは、非常に私どものほうにも関連が深いところだと思いますので、そういうところはしっかりと確認ができる場合は確認をしていくということで、引き続きやってまいります。特に何かを隠すとか、そういうことではなく、わかるもの、公開できるものについては、しっかりと公開して、全員で共有をしていく。で、可能な限り、わかり範囲での事実に基づいてやっていくということが、今後の特別委員会でも大事になってくると思いますので、（発言する者あり）はい、その点よろしくをお願いいたします。

それでは次、3の陳情審査です。

（1）継続審査です。①送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情。②送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書。③送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っただけで決めるまちづくりの実現を求める陳情。④送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情。⑤送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書。以上5件の陳情審査に入りたいと思いますが、この5件の陳情は関連するため、一括で審査をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

昨日の本会議で、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会が設置されましたので、まずはその旨を陳情者にお返ししたいと思います。

そのうえで、委員の皆様から、ご意見がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、陳情者にその旨をお返しいたします。

今後、特別委員会で取り組んでいく旨も添えて……（発言する者あり）

はい、ご意見お願いします。

○林委員 何を言われているのかよくわからないので、陳情審査で、一括して審査はいいんですけども、何を陳情者にお返しするんですか。

○小野委員長 まずは、再発防止の特別委員会を設置いたしましたので、まずはその旨を陳情者にはお返しいたします。そのうえで、委員の皆様からご意見をお願いしたいというところです。

○林委員 陳情審査をやるということですか。

○小野委員長 はい、これ継続審査になっていますので。

昨日ご意見いただきました、特別委員会にというのがありました。

○小枝委員 昨日も意見を申し述べましたけれども、まだあの段階では委員会が設置されておりませんでしたので、結成された特別委員会のほうに、ただいまの5本の陳情を送付いただいて、その中で審議をいただくというのが説明責任になり、適切な流れかなというふうに思いますので、そのようによろしくお願いします。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

今、特別委員会の送付というようなご意見もありました。（発言する者あり）

ほか、何かございますでしょうか。

○林委員 送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情。これは送付替えはできません。

特別委員会の調査事項ではないので。運営に関わることだから議会運営委員会だけ。ここはないと。送付6-6、6-7、6-12の、新たにできた特別委員会への送付替えというのは、これはまあ、あり得るかなと思いますけれども。送付6-13の区が瑕疵のない事実を報告するよう指導を求める陳情書。これも特別委員会の調査項目じゃないので、送付替えはできないのかなと。何でも特別委員会と言われても、調査権限のないところに送付替えというのはあり得ないですが、どういうふうに委員長整理されるんですか、これ。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

今、①番の送付6-5、⑤番の送付6-13ですね、まず①番の送付6-5については、特別委員会を設置する、100条委員会ではなく特別委員会を設置しましょうというところが、皆様のご意見としてありましたので、特別委員会ができました。

ですので、まずは特別委員会をもって、そちらのほうでしっかりと事実の究明ですとか、それから再発防止について、しっかり取り組んでまいりますということをお返しするところが①では必要かなと思います。送付というご意見があったんですが……

○林委員 ごめんなさい、すみません。

○小野委員長 はい、林委員。

○林委員 何を言っているのか、全く理解できないんですけども。

百条委員会の設置を求める陳情というのは、千代田区議会に百条委員会を設置してくださいという陳情に対して、もう1個特別委員会ができたから、それをお返しするというのは、意味がわからないんですけども。

○小枝委員 すみません。

質疑の邪魔をするつもりはないんですが、話し合いの過程の中で、私は百条委員会をもって調査すべきという立場ではありましたが、ほかに何ですか、98条の調査権をもって設置すべきだという方もいました。

今急ぐことは、まず全体が一致できるところでの特別委員会を設置して、調査権を持ったり、あるいは百条調査にしなければならないというのは、委員会を進める中で、それを全くやらないということではなくて、必要性に応じて付加していくという決議であったというふうに、私は理解して一致をしたというところがありますので、この特別委員会を作ったからもう、必要であっても百条調査はしないということではないというふうに受け止めておりますので、6-5については、そのようなことで送っていただきたいというふうに思っています。

その他、6-12、6-13については、主な案件は環境まちづくり委員会であるのかもしれないけれども、聞かれていることはそうではないと思いますので、一旦特別委員会のほうに、再発防止の委員会のほうに行ってもらいたいというか、送ってもらうという形で取り扱ってもらえたらなというふうに思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

ほかありますか。

○岩佐委員 百条委員会を設置してほしいということに関しては、特別委員会をつくっていく議論の中で、やはり意見が割れたところでして、途中からそういった権限も付与したいという意見もあったことから、ここに関してまとめたうえで、特別委員会をきっちり結論づけたわけではないことから、このことに関してはこのまま継続を、こちらで継続審査をしていただければと思います。

とりあえず、特別委員会をはじめてみなければ、その先に百条の権限を付与するかという議論になるかどうかも含めて、まだ調査事項までも展開されていない中ですので、百条調査に関する陳情に関しては、このままこちらで継続審査をお願いしたいと思っています。そのほかの、真相究明を求める陳情書とか、そういったことに関しては、特別委員会の設置をもって、しっかりと議論をしていく、これまた特別委員会も1回や2回で終わる話ではございませんので、こちらの設置で精力的に私たち議会のほうで真相究明と再発防止に向けて体制をとっていきますということを、陳情者の方にお伝えして、設置したことをもって、この一つの話し合う体制をつくるということのご要望に対しては応えられたと解釈できるので、それはお返ししていいことだと思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

今、いくつかご意見いただきましたけれども、まず①番については、意見が分かれています、このまま議運の中で継続というご意見。それから、特別委員会もできたので、こちらでも今後できるかもしれないということで、一旦これについては区切りがついたのか

なというとならえ方もあるかもしれませんが、継続でいいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。この①番については。

○春山委員 ①番に関しては、やはり皆さんのご意見にあるように、今の特別委員会での形でいいのか、98条にしたほうがいいのかというのはこれから議論していくという意味では、ここの委員会で継続して議論していく必要があるのかなというふうに思います。

それ以外の②、③、④に関しては、小枝委員から環境まちづくりという話もありましたが、やはりこの陳情の趣旨は再発防止ということが一番大事な論点になっていると思いますので、これは特別委員会のほうで、送付替えをして継続して議論していく必要があるのかなというふうに思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

ほかはご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、①の送付6-5、こちらについては議会運営委員会の中で引き続き継続ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

そして、②、③、④ですね。こちらについては、特別委員会に送付というご意見が多かったのかなあというふうに受け止めておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。そして⑤番か。（発言する者複数あり）

では、休憩を一旦はさみます。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○小野委員長 はい、再開いたします。

②、③、④については、今、特別委員会への送付替えということがありましたので、こちらについては、一旦議長に申し入れをさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

そして⑤ですね。送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書。こちらについてはいかがでしょう。

こちらについては、何かご意見はありますか。

もし、継続で、先ほど林委員からもご意見がありました、この⑤番についてというところですけど、こちらの⑤番も、本委員会で継続という形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、今皆様にご意見をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

以上で、5件の陳情審査について、本日は終了いたします。

4、その他。何かございますでしょうか。なし、はい。

5、次回議会運営委員会の開会日時について……（発言する者あり）

はい、失礼しました。

4、その他。何かございますか。（「こちらから言うの。その他で」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。（発言する者あり）ご意見何かございましたら、挙手で。

なければ……（「誰か答えるの」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 公式の場でしっかりと協議をすべきだと言った立場から（発言する者あり）

座っていいのね。すみません。私のほうから意見として申し上げたいと思います。

1月24日に、この官製談合の事件が発覚して、昨日も再逮捕ということになった。このことについて、しっかりと区議会だより臨時号を出していくのか、もしくは今年の（「小枝さん、立ち上がって」と呼ぶ者あり）はい……

○小野委員長 ごめんなさい。（「何の話を……」と呼ぶ者あり）

一旦休憩させていただきます。

午後2時45分休憩

午後2時48分再開

○小野委員長 再開いたします。

4、その他。何かございますでしょうか。（発言する者あり）

○小枝委員 まあ、しょうがない。

この事件を受けての広報のあり方についての議論なんですけれども、ホームページ上は出されているものの、しっかりと区民の皆様の方に、区議会のほうもどう重く受け止めたか、で、どのような体制で議論していくかということについて、臨時号をもって、一刻も早く示していくということが課題だったというふうに思います。

だよりの委員会、大変だと思うんですけども、こちらのほうでこの臨時号をまず出していただいて、そして今出すことができなくなっている4定号というものを、通常の、何ていうんですか、「それを言っちゃうの」と呼ぶ者あり）それを言わないと、いや私は自分の意見を申し上げているので、そういう意味で意見を申し上げています。

あるべきは、もう議会としての姿勢をしっかりと、昨日本会議場で特別委員会を作って、そして決議もして、そういったメンバーも決まって、その中で、この重く受け止める私たちの姿勢というものが、非常に一人ひとり不十分だったり、意見の違いもある中で、行政がなかなか情報を出していかない中でも、しっかりとやっていくということを示しているわけですから、そのことを事実行為のみ、臨時号で表、裏でしっかりと出せば、それはもうすぐにでも、原案がもうできるはずだと思っておりますので、それを出していただいて、そして臨時号、いや臨時号じゃなくて、今出すことができなくなっている第4回の定例会号については出してもらうというのが、私は本来だというふうに思っておりますので。

そして加えて、広報の特別委員会（編集委員会）、非常に重要ですので、これを公式の委員会に格上げ……格上げて言うのも変ですけども、在宅で、オンラインで1時間でも会議をしながら、できるだけスピーディーにこうしたことが進んでいくように、やっていただきたい。区議会の事務局の皆さんも、本当にご苦労だとは思いますが、これを本当に一丸となってやっていくということ、紙ベースで区民に知らせていく重要なものですので、そういう姿勢で取り組んでいただきたいということをお願いします。というのが私の立場です。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

○白川委員 先ほどの小枝委員の意見も私は理解できますけれども、自分の考えとしては、100万円余計にかかる、で、お金を使って何かのことをやるのであれば、区民に還元できるものを出さなければいけないと思います。

我々の気持ちの表明、意見の表明、反省の表明、大事ですが、総括をして、この臨時号でこれがわかったと、ここまでのことはできるというのをしっかり決めたいと出さなければいけないと思います。

ですから、私は時期尚早、もう少し事件の概要がわかるまで臨時号は待つべき、で、そのしかるべきタイミングのときに、こういうことはわかった、こういうことをやっていたらなければならないという姿勢が決まってから、出していただきたいなと思います。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

ほかはご意見よろしいですか。

○岩佐委員 臨時号と、それから今だ止まっている4定の報告について、逮捕のタイミングで4定号が発行される寸前で、結局今回まだ出せていないことに対して、本当に残念だと思います。

そのうえで昨日、決議そして特別委員会の設置が全会一致で決まりまして、その旨を至急報告しなければならないだろうと。そこはたぶん皆さん共有するところだと思います。ただ、物理的にこの編集作業に時間かかることと、それからまた印刷、編集、そして点字版ですとか、音声版ですとか、そういったものも区議会だよりというものは作成しているということでございますから、最短でどれくらいのものということに対しては、いろいろ議論、皆様ご意見あるんだと思います。最短な形での報告のしかた、あるいは丁寧に臨時号を作りこんで、多少日にちがかかっても、本当に皆さんいろいろ意見がわかれるところで、私としては、最短で一刻も早く、もうこれ逮捕から結構かかっておりますし、また普通に作業を重ねていくと、時間とお金もかかってしまうことから、コストと時間を最小限にすることにして進めていければというのが、私の意見です。

他区の事例、こういった同様の事件、他区におきましてもまずは通常版でしっかりと報告をしながら、一定程度議論が進んでいった時に、臨時号を出すということをやっているところもあるので、これは別に正解があるわけではないんですけども、スピードを重視するのか、コストを重視するのか、あるいは臨時号としてしっかりと議会として見せていくのか、そこに関してはそれぞれのご意見があるかと思えます。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

○牛尾委員 通常号、もしくは臨時号という話がありました。

ちょっと、日程感について、だいたい通常号だとかこういう見込み、臨時号を発行するとこういう見込みというのを、ちょっと言っただけですか。

○林委員 何か、大前提がよくわからないんですけど、そもそも議会運営委員会の調査事項に入っているのかというのは、委員長の裁量になるのかもしれないけど。第4回定例会号の区議会だよりが止まっちゃってるんですか。止まってたとしたら、その原因を先に説明してもらわないと、空回りになってしまうんですよ、話が。誰か止めてるんですか。

○小野委員長 はい、それでは事務局で、今の件について、まず4定号の件と、それから牛尾委員からのご質問、併せてお願いできますか。

○安田区議会事務局次長 まず、区議会だよりの第4回定例会号が現在、発行が中止、中

断をしております、当初の発行の想定は先月1月には発行をするという予定でしたが、この第4回定例会号の紙面が、紙面構成として1月発行予定版が、トップページが新年のごあいさつといった、トップページの構成になっておりまして、これの発行、編集作業の過程の中で、元議員の方の逮捕、元区職員の逮捕といった事態が発生をいたしましたので、そういった事態を踏まえて、一旦この、第4回定例会号については、発行を中断しているという状況でございます。

また、今牛尾委員からお尋ねがございました、今後のこの第4回定例会号の編集の内容を差し替えるなりして、再度発行に向けてどのようなスケジュールが想定されるかということでございますけれども、まずこのトップページ、当初想定をしておりましたトップページだけを差し替えると、そういった作業であれば、3月1日には発行ができる見込みでございます。ただし、仮に臨時号といったような形で別途また、臨時号としてのものを新たに原稿を起こして作成をするということになりますと、さらに3週間程度かかるだろうということでございますので、3月22日頃発行の見込みという想定でございます。

ご説明は以上です。

○小野委員長 はい。

次長、1月、区議会だよりの配布が止まりましたけれども、ちょっと先ほど多分、発行日とか、それから区民のところに届く予定日みたいなのがあったら、もしかしたら……

○安田区議会事務局次長 ちょっと確認しますんで、お待ちいただけますか。

○小野委員長 はい、おそれいます。

今回、このだよりの件、この「その他」で意見が出ましたので、ちょっとわかる範囲だけで取り扱いを特別にさせていただいております。

○安田区議会事務局次長 1月30日発行予定でした。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

○春山委員 あの……

○小野委員長 おそれいます、ご起立でお願いいたします。

○春山委員 もう1点確認なんですけれども、新春の号というのが1月30日というのは、スケジュール的にちょっと違和感があるんですけれども、それはどうして1月30日なんですか。

○安田区議会事務局次長 1月30日といいますのは、ポストイングを行いますので、ポストイングを踏まえて、区民の皆様のお手元に届くといったことも含めて、発行の月日を各定例会号にうたっておりますので、これが当初の4定号は平成6年1月30日付の紙面という形で発行の予定でございました。

○小野委員長 はい。

○春山委員 ごめんなさい、もう一度確認なんですけれども、それは最初から1月30日だったんですか。それとも、その前に1回出る予定だったものが何らか理由で……

○安田区議会事務局次長 最初から1月30日です。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

逮捕が判明したのが1月24日で、ちょうどもう刷り上がった後なのかなというのがこれでわかると思います。

それでは、ほかご意見……

令和6年2月15日 議会運営委員会（未定稿）

○田中委員 その前に委員長の変更とか、幹事長の変更があって、それで一旦またやり直したっていうお話をいただいたんですね、私は区議会だより（編集）委員として。なので、そこで一旦遅れが出て、それができて、そしたらちょうど逮捕のほうもあったのでっていう、二段階だったと記憶しているんですけど。

○小野委員長 はい、一旦休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時03分再開

○小野委員長 それでは再開いたします。

○安田区議会事務局次長 区議会だより第4回定例会号につきましては、毎年新年のごあいさつをトップページに載せますけれども、発行の期日は毎年、特にトラブルがなくてもこれは1月末という形で発行をしております。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

○大坂副委員長 区議会だよりの4定号の発行については、諸般の事情で遅れているということで、私の考えとしては、今回の1月24日の出来事を踏まえて、一刻も早く区民の皆様、その状況と区議会の対応のしかた、これをしっかりと伝えていくということが大前提だというふうに思っています。その立場から臨時号をすばやく出すべきだろうというのが私の考えですけども、ここでも伺っておりますとおり、様々な価値観、考え方があり、臨時号の扱いにしてもいろんな考え方があるというところでございましたので、議長もしくはだよりの委員長の決断に、私としては従っていくべきなのかなと考えているのが、今の私の考えです。これは私の意見です。

○小野委員長 はい、ご意見ありがとうございました。

はい、それではよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

5、次回議会運営委員会の開会日時について。

2月20日火曜日、午後1時30分から開会いたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時05分閉会